

公益財団法人愛媛県消防協会 評議員会議事録

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 定款の一部変更について

公益財団法人愛媛県消防協会定款

第1条～第15条 (略)

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 **6月末までに** 1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

第17条～第21条 (略)

(役員設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上16名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち、3名を副会長、1名を常務理事とすることができる。

4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副会長及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第23条～第24条 (略)

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事は、**第22条**に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての

権利義務を有する。

第 27 条～第 34 条 (略)

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。(削除)

(設置等)

第 45 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員 (以下「事務局職員」という。) を置く。

3 事務局長 (削除) は、会長が理事会の承認を得て任免する。事務局職員は、執行役員会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 46 条 (略)

附則

1 この定款の変更は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

別表 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第 5 条関係）

財産種別	場所・物量等
土地	542.16 m ² 松山市築山町 76 番 3

評議員会運営規則の変更

第 1 条～第 2 条 (略)

(評議員会の種類及び開催)

第 3 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。

2 定時評議員会は、毎年度 6 月末まで に 1 回開催するものとし、会長がこれを招集する。

第 4 条～第 23 条 (略)

附則

1 この規則の変更は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

理事会運営規則の変更

第1条～第21条 (略)

(理事会の議事録等)

第22条 議事録は、理事会の日（第20条の規定により理事会の決議あったものとみなされた日を含む。）から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 議事録の作成は、書面又は電磁的記録をもって行う。

3 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(削除)

第22条第4項～第25条 (略)

附則

1 この規則の変更は、令和4年9月1日から施行する。

2 評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事
大西 浩司

3 評議員会の決議があったものとみなされた日
令和4年8月30日

4 評議員会議事録の作成に係る職務を行った理事
大西 浩司

令和4年8月15日、理事 大西 浩司が全評議員17名に対して、評議員会の決議の目的である事項について、上記1の内容の提案書を発し、当該提案につき令和4年8月30日までに評議員全員から書面により同意の意思表示を得たので、公益財団法人愛媛県消防協会定款第20条に基づく評議員会の決議の省略の方法により、当該議案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、評議員会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

令和4年8月31日

公益財団法人愛媛県消防協会
代表理事 大西 浩司